

骨髄移植を推進

骨髄などの提供者や事業所に助成金を交付します

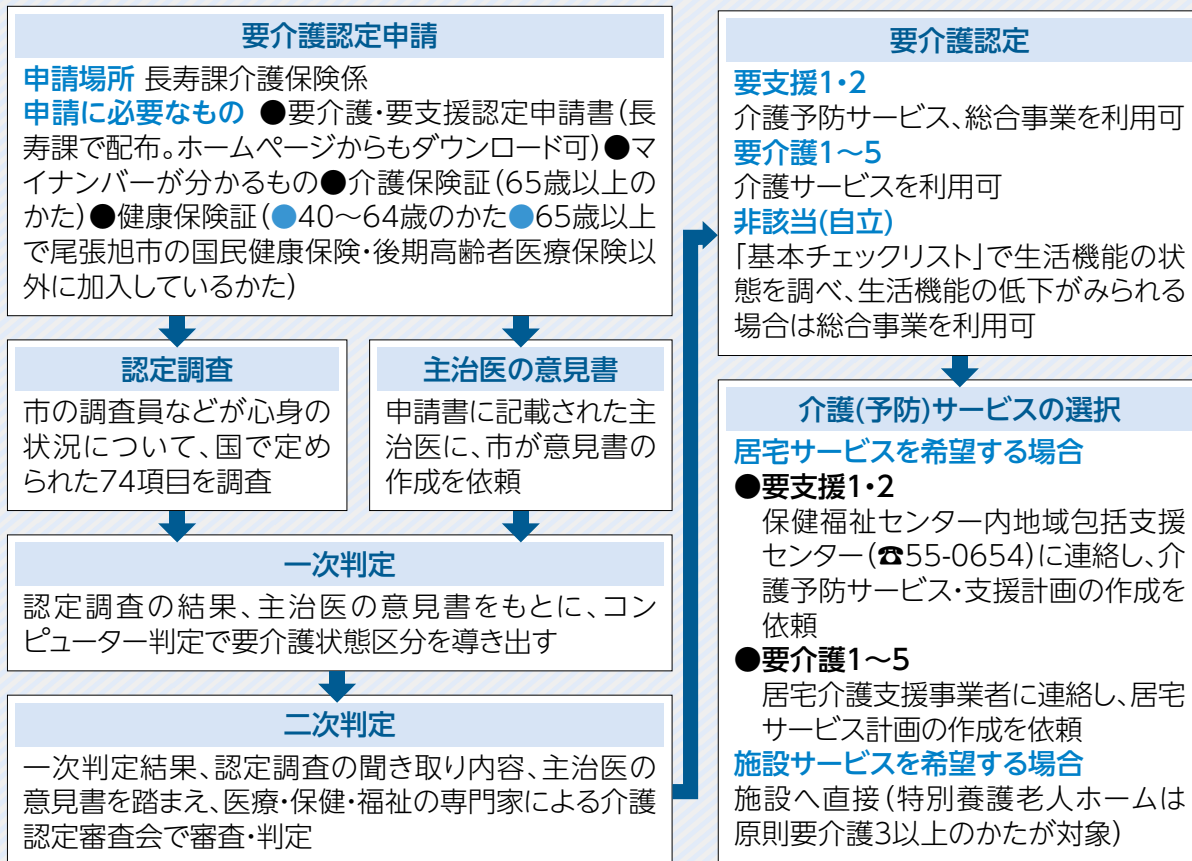
市では、白血病など血液の病気の有効な治療法である骨髄移植の推進を図るため、(公財)日本骨髄バンクを介して骨髄・末梢血幹細胞の提供者(ドナー)や提供者が勤務する事業所に対して助成金を交付します。

対象者	骨髄などの提供者(ドナー)	骨髄などを移植し、次の要件を全て満たすかた ●骨髄などの提供日に市内に住民登録があり、骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で骨髄などを提供した ●他の市町村から同種の助成金の交付を受けていない
	事業所	上記の骨髄などの提供者(個人事業主を除く)が勤務している国内の事業所(国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学および公立大学法人を除く)
助成対象となる内容		骨髄などの提供に要した次に該当する通院または入院 ●健康診断に係る通院 ●自己血貯血に係る通院 ●骨髄などの採取に係る入院 ●その他骨髄などの提供に関し、骨髄バンクが必要と認める通院または入院
助成金額	骨髄などの提供者(ドナー)	通院または入院1日につき2万円(上限7日まで)
	事業所	通院または入院1日につき1万円(上限7日まで)
申請方法	骨髄などの提供日から1年以内に次の書類を持参の上、申請	
	骨髄などの提供者(ドナー)	●交付申請書(ドナー用) ●骨髄バンクが発行する骨髄などの提供を証する書類(通院または入院の日数が分かるもの) ●請求書
事業所	●交付申請書(事業所用) ●骨髄などの提供者と雇用関係が分かる書類 ●請求書	

申請・問い合わせ先 / 保健福祉センター内健康課 ☎55-6800

介護保険サービスを利用するには

身体上の理由などで日常生活に介護などが必要となり、介護保険サービスを利用するには要介護認定が必要です。



申請・問い合わせ先 / 市役所長寿課介護保険係 ☎76-8144

